

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
狭山市は個人住民税事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
埼玉県狭山市長
公表日
令和8年1月15日

[令和6年10月 様式3]

項目一覧

I 基本情報

II 特定個人情報ファイルの概要

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

III リスク対策

IV 開示請求、問合せ

V 評価実施手続

(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税事務
②事務の内容	<p>個人住民税事務とは地方税法等の法律に従い、賦課期日である1月1日現在の住所で課税され、住民が納める都道府県民税と市町村民税の課税事務のことを指す。</p> <p>上記に関する事務のうち、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①課税資料の収集(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書、個人住民税申告書等) ②賦課資料のデータ化を行う ③賦課期日現在(1/1)で課税対象者の基本簿の作成を行う ④賦課期日現在本市内に住民登録がない者について、住民登録地を調査し本市に課税権がないと判断された場合は、住民登録地に課税資料の回送を行う ⑤同一個人の複数の課税資料がある場合は合算及び修正等を行う ⑥課税資料等に基づき賦課決定を行う。 ⑦税額決定通知書等で伝える 特別徴収一事業所及び納税義務者に対し税額決定通知を送付 普通徴収→個人住民税税額決定通知等を送付 年金特別徴収→年金特別徴収義務者に税額等を通知 ⑧扶養の判定(賦課期日現在他市区町村に住所を有する被扶養者については、該当市区町村に所得照会等を行い判定する) ⑨納税義務者及び給与支払者等からの各種申告及び申請、届出書(給与所得者異動届出書等)の受理、またそれに伴う税額の変更・決定及び通知 ⑩未申告者に対し、個人住民税申告書を送付し申告を促す ⑪生活保護法による生活扶助を受けている場合の個人住民税の免除申請書の受理及び決定 ⑫他市区町村等からの所得照会等の回答を行う ⑬賦課情報に基づく課税証明書の発行を行う</p>
③対象人数	<p>＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上30万人未満] 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1	
①システムの名称	個人住民税システム
②システムの機能	<p>①納税義務者把握機能：課税対象となる納税義務者(給報提出事業所含む)を把握する機能 ②申告書登録機能：課税対象者から申請される申告書等(課税資料)をシステムに登録する機能 ③当初賦課機能：登録されている資料情報から対象年度の賦課を決定する機能 ④賦課更正機能：課税対象者の異動に伴い、賦課情報を更正する機能 ⑤課税整理・調査機能：扶養関係情報が未特定の対象者を調査する機能 ⑥庁外向け資料作成機能：294通知等庁外向けの資料を作成する機能 ⑦証明書発行機能：各種証明書を窓口業務向けに発行する機能 ⑧統計管理機能：個人住民税業務における調定表等の統計資料を作成する機能 ⑨他システム連携機能：収納システムや原票管理システム等と連携する機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 (原票管理システム、申告支援システム等)</p>

システム2~5	
システム2	
①システムの名称	宛名システム
②システムの機能	<p>①住登者宛名管理機能：住登者を住記システムより連携、管理する機能 ②住登外・事業所宛名管理機能：住登外・事業所宛名を登録・修正する機能 ③共有宛名管理機能：共有代表者の宛名を登録・修正する機能 ④送付先管理機能：現住所と異なる送付先を登録・修正する機能 ⑤納税関係者管理機能：相続人や納税管理等の納税関係者を登録・修正する機能 ⑥連絡先管理機能：電話番号等の連絡先を登録・修正する機能 ⑦口座管理機能：振替口座・還付口座を登録・修正する機能 ⑧世帯管理機能：住登外者を世帯に加入・脱退する機能 ⑨納税組合管理機能：納税組合やそれに属する組合員を登録・修正する機能 ⑩他システム連携機能：税務システムや福祉系システム等と連携する機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム3	
①システムの名称	申告支援システム
②システムの機能	<p>①申告準備：宛名、賦課資料、事業所、給報、公的年金、農業等の各データセットアップ機能 ②申告受付：所得入力、控除入力、計算、帳票印刷等の申告書受付機能 ③国税連携：国税連携データの取込、宛名関連付け、データ補記、印刷等の機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム4	
①システムの名称	番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)
②システムの機能	<p>①宛名管理機能：既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、番号連携サーバー内の統合宛名DBに反映を行う。 ②統合宛名番号の付番機能：個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。 ③符号要求機能：個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバーに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。中間サーバーから返却された処理通番は住基GWへ送信する。 ④情報提供機能：各業務で管理している別表第2の提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う。 ⑤情報照会機能：中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示ま</p>
③他のシステムとの接続	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

システム5	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>①付号管理機能:情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「付号」と、情報係有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>②情報照会機能:情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会および情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>③情報提供機能:情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>④既存システム接続機能:中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>⑤情報提供等記録管理機能:特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があつた旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>⑥情報提供データベース管理機能:特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>⑦データ送受信機能:中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (番号連携サーバー(団体内統合宛名システム))</p>
システム6~10	
システム6	
①システムの名称	原票管理システム
②システムの機能	<p>①課税原票イメージ取込機能</p> <p>②課税原票イメージ管理機能</p> <p>③課税原票イメージ検索機能</p> <p>④課税原票イメージ閲覧機能</p> <p>⑤課税データ連結機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
システム7	
①システムの名称	eLTAX審査システム
②システムの機能	<p>地方税共同機構が運営する地方税ポータルシステム(eLTAX)を使用し、総合行政ネットワーク(LGWAN)を介して給与支払報告書、法人市民税申告書、償却資産申告書等、地方税に係る課税資料の受付、税額の通知を行なうシステムで、個人住民税事務においては、下記の機能を使用している。</p> <p>①受領データの審査・照会機能、印刷機能</p> <p>②給与支払報告書や公的年金等支払報告書のダウンロード機能</p> <p>③特別徴収税額通知データ、特定個人情報ファイルの送信機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (地方税ポータルシステム(eLTAX))</p>

システム8	
①システムの名称	eLTAX国税連携システム
②システムの機能	<p>地方税ポータルシステム(eLTAX)を介し、国税庁から、所得税確定申告書等に係るデータを取得するシステムで、個人住民税事務においては、下記の機能を使用している。</p> <p>①確定申告データ(eTAXデータ、KSKデータ)の取得 ②確定申告イメージデータ(KSKイメージデータ:tiff)の取得 ③申告データの検索、帳票表示、印刷、他市回送機能 ④住登外課税データ、寄附金税額控除に係る申告特例通知データの他市送受信機能 ※①②については、申告支援システムを経由</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] その他 (地方税ポータルシステム(eLTAX))</p>
システム11~15	
システム16~20	

3. 特定個人情報ファイル名	
(1)個人住民税特定個人情報ファイル (2)宛名特定個人情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>1. 番号法第9条(利用範囲) 第1項・番号法別表に規定された事務 <番号法別表> 上欄 24: 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む)に関する事務であって主務省令(※)で定めるもの ※番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。</p> <p>以上の法令上の根拠より、税務事務である個人住民税業務において個人番号を利用する。</p>
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 項番48 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 項番 1,2,3,4,5,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,9 6,98,106,108,115,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,144,147,151,152,155,156,158,160,161,163,1 64,165,166,167,168,169,170,171,172,173</p>
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
(1)個人住民税特定個人情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[<input type="checkbox"/> システム用ファイル]	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)</p>
②対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満]	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
③対象となる本人の範囲 ※	狭山市において、個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者等)のうち、個人番号を有する者	
④記録される項目	[<input type="checkbox"/> 100項目以上]	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上</p>
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input checked="" type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input checked="" type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input checked="" type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) ・その他住民票関係情報 ・業務関係情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input checked="" type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input checked="" type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input checked="" type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 () 	
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、4情報 : 本人確認、資料の名寄せを行うために必要 ・その他識別情報(宛名番号) : 個人番号との紐付けに必要 ・連絡先(電話番号等) : 本人への連絡等に使用するため必要 ・その他住民票関係情報 : 住民税の課税に必要(住民日の賦課期日判定等) ・国税関係情報、地方税関係情報、年金関連情報 : 住民税賦課に必要 	
全ての記録項目	別添1を参照。	
⑤保有開始日	平成27年10月1日	
⑥事務担当部署	総務部 市民税課	

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 () [○] 行政機関・独立行政法人等 () [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 () [○] 民間事業者 () [○] その他 (紙与支払者、公的年金等支払者)
②入手方法		[○] 紙 [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 電子メール [] 専用線 [○] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム [○] その他 (地方税ポータルシステム(eLTAX))
③使用目的 ※		地方税法の課税徴収対象者の把握
④使用の主体	使用部署	総務部 市民税課
	使用者数	[] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	<p>【課税準備事務】 ①個人住民税申告書に個人番号を出力する。</p> <p>【課税資料受付事務】 ①確定申告書、個人住民税の申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書に記載された個人番号を取得し、内部識別番号である宛名番号と紐付ける。 ②他市町村への資料回送 他市町村への回送資料に個人番号を出力する。</p> <p>【当初賦課決定事務】 ①納税通知書に個人番号を出力する。 ②住登外課税対象者に対して個人住民税の課税を行う場合に、住所地市町村に送付する地方税法第294条第3項通知(住登外課税通知)に個人番号を出力する。</p> <p>【賦課更正事務】 ①納税通知書に個人番号を出力する。</p> <p>【調査事務】 ①扶養照会文書に個人番号を出力する。 ②税務署連絡せんに個人番号を出力する。 ③納税義務者の居住する市町村以外に居住する控除対象配偶者、扶養親族に係る者について控除の要件を満たしているか否かの問い合わせに情報提供ネットワークシステムを利用する。 ④生活保護受給情報、障害者手帳等、所得情報、扶養関係情報について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行い、非課税判定等を行う。 ⑤情報提供ネットワークシステムを通じた扶養関係情報、所得情報の提供に対応できるよう、照会用データを中間サーバーに記録する。</p>	
	情報の突合	上記の課税資料受付事務において、内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する <input type="checkbox"/> (4) 件 <選択肢> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%;"> 1) 委託する 2) 委託しない </div>		
委託事項1	課税資料のデータパンチ		
①委託内容	紙、イメージデータをもとに税務システムで利用できる電子データファイルを作成(データパンチ)する。		
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人未満 <選択肢> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%;"> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%;"> 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%;"> 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 </div>		
③委託先名	富士通Japan株式会社		
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する <選択肢> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%;"> 1) 再委託する 2) 再委託しない </div>	
	⑤再委託の許諾方法	書面による承諾	
	⑥再委託事項	紙、イメージデータをもとに税務システムで利用できる電子データファイルを作成(データパンチ)する。	
委託事項2~5			
委託事項2	納税通知書の印刷		
①委託内容	帳票イメージデータを提供し、印刷会社にて納税通知書を紙出力し封入封緘まで行う。		
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人未満 <選択肢> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%;"> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%;"> 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%;"> 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 </div>		
③委託先名	富士通Japan株式会社		
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する <選択肢> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%;"> 1) 再委託する 2) 再委託しない </div>	
	⑤再委託の許諾方法	書面による承諾	
	⑥再委託事項	帳票イメージデータを提供し、印刷会社にて納税通知書を紙出力し封入封緘まで行う。	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 提供を行っている (59) 件 [<input type="checkbox"/>] 移転を行っている () 件 [<input type="checkbox"/>] 行っていない	
提供先1	年金特別徴収義務者	
①法令上の根拠	番号法第19条第1号 地方税法第321条の7の5第1項等	
②提供先における用途	年金特別徴収税額の通知	
③提供する情報	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[<input type="checkbox"/>] 10万人以上100万人未満 [<input type="checkbox"/>] 1万人未満 [<input type="checkbox"/>] 100万人以上1,000万人未満 [<input type="checkbox"/>] 1万人以上10万人未満 [<input type="checkbox"/>] 1,000万人以上 [<input type="checkbox"/>] 10万人以上100万人未満 [<input type="checkbox"/>] 100万人以上1,000万人未満 [<input type="checkbox"/>] 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	老齢等年金給付の支払を受けている65歳以上の個人住民税納税義務者	
⑥提供方法	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (地方税ポータルシステム(eLTAX))</p>	
⑦時期・頻度	毎年7月中旬の当初通知時と、月1回の変更通知時に提供する。	
提供先2~5		
提供先2	給与特別徴収義務者	
①法令上の根拠	番号法第19条第1号 地方税法第321条の4等	
②提供先における用途	給与特別徴収税額の通知	
③提供する情報	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[<input type="checkbox"/>] 10万人以上100万人未満 [<input type="checkbox"/>] 1万人未満 [<input type="checkbox"/>] 100万人以上1,000万人未満 [<input type="checkbox"/>] 1万人以上10万人未満 [<input type="checkbox"/>] 1,000万人以上 [<input type="checkbox"/>] 10万人以上100万人未満 [<input type="checkbox"/>] 100万人以上1,000万人未満 [<input type="checkbox"/>] 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	給与の支払を受けている個人住民税納税義務者のうち特別徴収の方法によって徴収する者	
⑥提供方法	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (地方税ポータルシステム(eLTAX))</p>	
⑦時期・頻度	毎年5月上旬の当初通知時に提供する。	

提供先3	国税庁
①法令上の根拠	番号法第19条第10号 地方税法第317条等
②提供先における用途	修正申告の勧奨等
③提供する情報	地方税法第315条第1項、同法第316条の規定に基づき狭山市が計算した所得金額等
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: right;">[10万人以上100万人未満]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	地方税法第315条第1項、同法第316条の規定に基づき狭山市が所得を計算した所得税申告者
⑥提供方法	<p style="text-align: right;">[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p style="text-align: right;">[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: right;">[] フラッシュメモリ [○] 紙</p> <p style="text-align: right;">[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	7月、9月、随時
提供先4	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表
②提供先における用途	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に規定された事務
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: right;">[10万人以上100万人未満]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	<p style="text-align: right;">[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p style="text-align: right;">[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: right;">[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p style="text-align: right;">[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより随時提供予定

提供先5	地方税共同機構
①法令上の根拠	番号法施行規則第3条第1項第5号
②提供先における用途	納税者等から提供された申告書等データの本人確認のため
③提供する情報	個人番号、納税者ID、ファイル区分
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	狹山市に対して電子申告を行った者のうち、狹山市にて本人確認を行った者
⑥提供方法	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[○] その他 (LGWAN)</p>
⑦時期・頻度	随時
提供先6~10	
提供先6	他自治体の長(都道府県及び市区町村)
①法令上の根拠	地方税法第294条第3項、地方税法附則第7条第5項及び第12項
②提供先における用途	個人住民税の賦課決定
③提供する情報	住登外課税通知(住登外課税とした者) 寄附金税額控除に係る申告特例通知書(寄附金額、住所、氏名等)
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住登外課税通知(住登外課税とした者) 寄附金税額控除に係る申告特例通知書(寄附金税額控除に係る申告の特例の対象となる寄付をした者)
⑥提供方法	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[○] その他 (LGWAN)</p>
⑦時期・頻度	住登外課税通知(6月ほか随時) 寄附金税額控除に係る申告特例通知書(1月)

移転先1					
①法令上の根拠					
②移転先における用途					
③移転する情報					
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">[] <選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>				
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲					
⑥移転方法	[] 庁内連携システム		[] 専用線		
	[] 電子メール		[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)		
	[] フラッシュメモリ		[] 紙		
	[] その他 ()				
⑦時期・頻度					
移転先2~5					
移転先6~10					
移転先11~15					
移転先16~20					
6. 特定個人情報の保管・消去					
保管場所 ※	<p>セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。</p> <p>サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。</p> <p>eLTAX審査システム及びeLTAX国税連携システムに係る特定個人情報は、両システムの管理運用を行なう株式会社インテックが運営するデータサービスセンター内に設置されたサーバに保管されており、サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。</p>				
7. 備考					

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(2)宛名特定個人情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	<p>[システム用ファイル] <input type="checkbox"/> 1) システム用ファイル <input type="checkbox"/> 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)</p>
②対象となる本人の数	<p>[10万人以上100万人未満] <input type="checkbox"/> 1) 1万人未満 <input type="checkbox"/> 2) 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> 3) 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> 4) 100万人以上1,000万人未満 <input type="checkbox"/> 5) 1,000万人以上</p>
③対象となる本人の範囲 ※	住民基本台帳に登録されており、個人番号を有する者 および 住民基本台帳に登録されていない住登外者のうち、個人番号を有する者
④記録される項目	<p>[100項目以上] <input type="checkbox"/> 1) 10項目未満 <input type="checkbox"/> 2) 10項目以上50項目未満 <input type="checkbox"/> 3) 50項目以上100項目未満 <input type="checkbox"/> 4) 100項目以上</p>
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 <p>[<input type="radio"/>] 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人番号対応符号 <input type="radio"/> その他識別情報(内部番号)</p> ・連絡先等情報 <p>[<input type="radio"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) <input type="radio"/> 連絡先(電話番号等)</p> ・その他住民票関係情報 ・業務関係情報 <p>[<input type="radio"/>] 国税関係情報 <input type="radio"/> 地方税関係情報 <input type="checkbox"/> 健康・医療関係情報 <input type="checkbox"/> 医療保険関係情報 <input type="checkbox"/> 児童福祉・子育て関係情報 <input type="checkbox"/> 障害者福祉関係情報 <input type="checkbox"/> 生活保護・社会福祉関係情報 <input type="checkbox"/> 介護・高齢者福祉関係情報 <input type="checkbox"/> 雇用・労働関係情報 <input type="radio"/> 年金関係情報 <input type="checkbox"/> 学校・教育関係情報 <input type="checkbox"/> 災害関係情報 <input type="checkbox"/> その他 ()</p>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 市町村事務処理(課税処理や帳票への番号出力など)を行うために必要な情報として、本人確認情報(個人番号、4情報及びこれらの変更情報)を管理する必要がある。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	総務部 市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※		<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (紙与支払者、公的年金等支払者) 								
②入手方法		<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳システム、統合端末、地方税ポータルシステム(eLTAX)) 								
③使用目的 ※		<ul style="list-style-type: none"> 市町村における事務処理(課税処理や帳票への番号出力など)を行うため。 番号を利用した本人特定を実施するため。 個人番号が付与されている対象者の基本情報(名称、住所、生年月日など)を情報提供ネットワークへ提供するため。 								
④使用の主体	使用部署	総務部 市民税課								
	使用者数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">[10人以上50人未満]</td> <td style="text-align: center;">1) 10人未満</td> <td style="text-align: center;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">3) 50人以上100人未満</td> <td style="text-align: center;">4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">5) 500人以上1,000人未満</td> <td style="text-align: center;">6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	[10人以上50人未満]	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満		3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満		5) 500人以上1,000人未満
[10人以上50人未満]	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法		<p>①本人確認書類(申請書、個人番号カード等)に記載された個人番号による本人確認および本人特定 ②番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の事務における各種帳票への個人番号の記載 ③4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに宛名特定個人情報ファイルの検索を行う。 ④住登者の再転入、住登外者の転入時などの同一人であることの識別キーとしての利用 ⑤番号法第9条に基づく個人番号の利用 ⑥情報提供ネットワークシステムを通じた4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の提供に対応できるよう、照会用データを中間サーバーに記録する。</p>								
情報の突合		<ul style="list-style-type: none"> 宛名特定個人情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと宛名特定個人情報ファイルを、宛名コードをもとに突合する。 本人確認書類を用いて本人確認を行う際に、提示を受けた本人確認書類と宛名特定個人情報ファイルを、宛名コードをもとに突合する。 								
⑥使用開始日		平成28年1月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 委託する]	<選択肢>	
		1) 委託する	2) 委託しない
	(1) 件		
委託事項1	宛名システムの保守・運用		
①委託内容	宛名システムのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等		
②委託先における取扱者数	[<input type="checkbox"/> 10人未満]	<選択肢>	
		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満
		3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満
		5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
③委託先名	富士通Japan株式会社		
再委託	④再委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 再委託する]	<選択肢>
			1) 再委託する
			2) 再委託しない
⑤再委託の許諾方法	会社と従事者名簿の提出		
⑥再委託事項	宛名システムのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等		
委託事項2~5			
委託事項6~10			
委託事項11~15			
委託事項16~20			

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている () 件 <input checked="" type="checkbox"/> 移転を行っている (1) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先11~15	
提供先16~20	
移転先1	市民税課
①法令上の根拠	・番号法第9条、別表の事務において、事務の効率化に利用
②移転先における用途	個人住民税システムに住登者データ・住登外者データを受け渡すことにより、課税資料情報との突合に利用する。
③移転する情報	宛名コード、世帯コード、氏名情報(カナ、漢字氏名)、外国人通称、生年月日、性別、続柄、現住所情報、住民となった日、住所を定めた年月日、消除日、異動事由、住定事由、消除事由、前住所情報、転出先情報、消国籍、在留情報(在留資格、在留期間、在留期間等満了日、在留カード等の番号)、送付先情報(送付先名称、送付先住所)、口座情報(口座番号、金融機関名称、名義人カナ)、納税管理人情報(カナ、漢字氏名、住所)、同一人宛名コード、納税組合情報(組合名)、個人番号
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	宛名システムに登録されている住登者、住登外者
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先2~5	
移転先6~10	
移転先11~15	
移転先16~20	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1)個人住民税特定個人情報ファイル

1. 個人番号、2. 年度、3. 宛名コード、4. 宛名区分、5. 賦課期日区分、6. 性別、7. 生年月日、8. 世帯コード、9. 続柄コード、10. 生活保護該当区分、11. 本人専従区分、12. 事業所家屋敷区分、13. 被扶養区分、14. 障害者区分、15. 寡婦区分、16. 寡夫区分、17. 個人コメント1、18. 個人コメント2、19. 個人コメント3、20. 個人コメント4、21. 賦課氏名力ナ、22. 賦課氏名漢字、23. 賦課住所区分、24. 賦課住所コード、25. 賦課住所番地、26. 賦課住所枝番、27. 賦課住所小枝番、28. 賦課住所、29. 賦課住所方書、30. 新規フラグ、31. 配偶者宛名コード、32. 徴収希望、33. 納通発送区分、34. 納通発送日、35. 市申発送区分、36. 未申告区分、37. 294条通知日、38. 通報年月日、39. 扶養照会区分、40. 扶養照会年月日、41. 申告書発送済区分、42. 国保加入区分、43. 世帯外被扶養区分、44. 主宛名コード、45. 主世帯コード、46. 被扶養専従者区分、47. 被扶養区分、48. 消除区分、49. 被扶養専従異動事由、50. 異動年月日、51. 更新年月日、52. 更新時分、53. 更新職員番号、54. 特別徴収義務者コード、55. 年金保険者用整理番号1、56. 年金保険者用整理番号2、57. 特徴税額通知一作成日、58. 特徴税額通知一対象者情報、59. 年金特徴予定額10月、60. 年金特徴予定額12月、61. 年金特徴予定額2月、62. 年金特徴予定額4月、63. 年金特徴予定額6月、64. 年金特徴予定額8月、65. 税額通知結果一受領日、66. 税額通知結果一処理結果、67. 徴収結果一10月受領日、68. 徴収結果一10月各種区分、69. 徴収結果一12月受領日、70. 徴収結果一12月各種区分、71. 徴収結果一2月受領日、72. 徴収結果一2月各種区分、73. 徴収結果一4月受領日、74. 徴収結果一4月各種区分、75. 徴収結果一6月受領日、76. 徴収結果一6月各種区分、77. 徴収結果一8月受領日、78. 徴収結果一8月各種区分、79. 停止通知一作成日、80. 停止通知一各種区分、81. 停止結果一受領日、82. 停止結果一処理結果、83. 特定誤りフラグ、84. 賦課連番、85. 徴収区分、86. 賦課コード状態、87. 処理コード、88. 更正事由、89. 異動年月日、90. 済期、91. 開始期、92. 済月、93. 開始月、94. 優先資料区分、95. 優先資料番号、96. 給与合算区分、97. 受給者番号、98. 非課税区分、99. 控対配、100. 配特区分、101. 扶養同老人数、102. 扶養老人数、103. 扶養他人数、104. 扶養特定人数、105. 障害同特人数、106. 障害特人数、107. 障害他人数、108. 扶障配合区分、109. 本人特障、110. 本人他障、111. 夫あり、112. 未成年、113. 老年者、114. 寡婦一般、115. 寡婦特別、116. 寡夫、117. 勤労学生、118. 本人専従、119. 事業所家屋敷、120. 均等割区分、121. 本人希望徴収区分、122. 青色申告区分、123. 専従配偶者、124. 専従他人数、125. 生活保護取扱区分、126. 次年度市申発送、127. 特徴給報資料番号、128. 減免率1期、129. 減免率2期、130. 減免率3期、131. 減免率4期、132. 減免率随1、133. 減免率随2、134. 減免開始日、135. 変更納期限1期、136. 変更納期限2期、137. 変更納期限3期、138. 変更納期限4期、139. 変更納期限随1、140. 変更納期限随2、141. 確定延滞金計算区分、142. 決定日、143. オンライン決定フラグ、144. 通知書番号、145. 所得控除件数(賦課)、146. 所得控除区分(賦課)、147. 所得控除額(賦課)、148. 月割額、149. 月別特徴指定番号、150. 月別特徴個人番号、151. 期割額、152. 警告コード(賦課)、153. エラーコード(賦課)、154. 還付加算金起算日設定、155. 住宅特定取得以外、156. 居住年月日、157. 計算値老年者区分、158. 変更納期限随3、159. 変更納期限随4、160. 減免割合、161. 減免理由、162. 税移減税区分、163. 年金特徴計算、164. 年金特徴停止月、165. 本徴収停止依頼日、166. 扶養年少人数、167. 扶養成年人数、168. 資料区分、169. 資料番号、170. 乙欄区分、171. 中途就退区分、172. 中途就退年月日、173. 課税対象外区分、174. 電話番号、175. 所得控除件数(資料)、176. 所得控除区分(資料)、177. 所得控除額(資料)、178. 専従者生年月日、179. 専従者給与額、180. 専従者宛名コード、181. 専従者個人番号、182. 配偶者生年月日、183. 配偶者宛名コード、184. 配偶者個人番号、185. 扶養者生年月日、186. 扶養者宛名コード、187. 扶養者個人番号、188. 扶養者控除額、189. 警告コード(資料)、190. エラーコード(資料)、191. 摘要欄存在フラグ、192. 扶養年少人数、193. 年少扶養生年月日、194. 年少扶養宛名コード、195. 年少扶養個人番号、196. 扶養成年人数、197. 成年扶養生年月日、198. 成年扶養宛名コード、199. 給報摘要欄、200. 課税年度、201. 過年度連番、202. 過年度枝番、203. 調定年度、204. 過年度増分税額、205. 過年度納期限、206. 過年度通知日、207. 変更納期限、208. 賦課連番、209. メモ内容、210. 住登地住所コード、211. 住登地住所、212. メモ本年度のみ、213. 報告人数、214. 納入書発送区分、215. 納通等返送区分、216. 納通等返送日、217. 納特区分、218. 納特開始年月、219. 納特終了年月、220. 非課税人数、221. 普徴区分、222. 通知書出力区分、223. 個人番号配番区分、224. 官公庁区分、225. 総括表訂正有無、226. 給報受付日、227. 事業所異動事由、228. 特徴最終個人番号、229. 特徴月割額、230. 特徴月別人員、231. 月割充当額、232. 納税者ID、233. メモ内容、234. 従業員状態、235. 停止事由、236. 停止月、237. 仮徴収4月、238. 仮徴収6月、239. 仮徴収8月、240. 前年徴収10月、241. 前年徴収12月、242. 前年徴収2月、243. 依頼年月日、244. 初回確定フラグ、245. プリントフラグ

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(2)宛名特定個人情報ファイル

1. 個人番号、2. 個人番号異動事由、3. 個人番号異動日、4. 宛名コード、5. 宛名区分、6. 個法区分、7. 宛名税目コード、8. 通称名使用区分、9. 宛名異動事由、10. 宛名基本異動日、11. 宛名基本届出日、12. 基本氏名力ナ情報、13. 基本氏名検索力ナ情報、14. 基本氏名漢字情報、15. 基本名力ナ情報、16. 基本名検索力ナ情報、17. 基本名漢字情報、18. 生年月日、19. 性別、20. 行政区、21. 小学校区、22. 中学校区、23. 選挙区、24. 郵便親番、25. 郵便子番、26. 住所区分、27. 住所コード、28. 番地コード、29. 枝番コード、30. 小枝番コード、31. 小枝番コード3、32. 住所漢字、33. 方書漢字、34. 国籍コード、35. 在留資格、36. 在留期間開始日、37. 在留期間終了日、38. 住記住民日、39. 住記住定日、40. 住記消除日、41. 住記消除事由、42. 住記住民区分、43. 転入前市町村コード、44. 転入前郵便番号、45. 転入前住所、46. 転入前方書、47. 転出前市町村コード、48. 転出前郵便番号、49. 転出前住所、50. 転出前方書、51. 外国人登録番号、52. 社会保障番号、53. DVフラグ、54. ネグレクトフラグ、55. 送付先設定事由、56. 送付先設定日、57. 送付先廃止事由、58. 送付先廃止日、59. 送付先氏名力ナ情報、60. 送付先氏名検索力ナ情報、61. 送付先氏名漢字情報、62. 送付先名力ナ情報、63. 送付先名検索力ナ情報、64. 送付先名漢字情報、65. 送付先郵便親番、66. 送付先郵便子番、67. 送付先住所区分、68. 送付先住所コード、69. 送付先番地コード、70. 送付先枝番コード、71. 送付先小枝番コード、72. 送付先小枝番コード3、73. 送付先住所漢字、74. 送付先方書漢字、75. 特定宛先人区分、76. 特定宛先人コード、77. 特定宛先人設定日、78. 特定宛先人廃止日、79. 世帯コード、80. 続柄、81. 世帯増事由、82. 世帯増異動日、83. 世帯減事由、84. 世帯減異動日、85. 口座申込年月日、86. 口座開始年月日、87. 口座解約異動事由、88. 口座解約年月日、89. 金融機関コード、90. 口座種別、91. 口座番号、92. 口座名義人力ナ、93. 口座電話番号、94. 納付種別、95. 口振済通知出力区分、96. 還付申込年月日、97. 還付開始年月日、98. 還付解約異動事由、99. 還付解約年月日、100. 還付金融機関コード、101. 還付用口座種別、102. 還付用口座番号、103. 還付口座名義人力ナ、104. 還付口座名義人漢字、105. 還付口座電話番号、106. 組合コード、107. 組合加入日、108. 組合脱退日、109. 市町村コード、110. 関連前宛名コード、111. 関連宛名開始事由、112. 関連宛名開始異動日、113. 関連宛名終了事由、114. 関連宛名終了異動日、115. 連絡先種別、116. 電話番号等、117. 経理担当者等、118. 連絡先設定日、119. 異動担当者、120. 更新業務コード

III リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
(1)個人住民税特定個人情報ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク：目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>＜個人住民税システムのソフトウェアにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none">対象者以外の情報の入手を防止するための措置として、対象者が多数表示される一覧系の画面および帳票には個人番号は表示しない仕組みとし、不用意な閲覧が行われないようにする。必要な情報以外を入手することを防止するための措置として、職員単位に権限管理を行い、権限がない者は個人番号が参照できない仕組みとし、不用意な閲覧が行われないようにする。 <p>＜個人住民税システムの運用における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none">個人番号が含まれるファイルに対し、目的を超えた入手が行われている恐れがないか等を確認するため、アクセスログを取得し、定期的に点検することを可能とする。課税資料からの入手（紙、電子データ） 各税法に基づいて提出される課税資料は、納税者本人（本人の代理人としての税理士）が記載して提出するものであり、当該納税義務者の情報しか入手することができない。対象者以外の情報を不用意に入手しないよう職員に対する教育を徹底する。 <p>＜地方税ポータルシステム（eLTAX）における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none">eLTAXを通じて申告書、支払報告書等を提出するものは、ID、暗証番号、電子証明書等の利用によりなりすましを防止している。eLTAXを通じて書類の提出、情報の送信をする際に、提出先、送信先を設定することにより、適正な提出先、送信先以外は情報を入手できないよう制御している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
3. 特定個人情報の使用		
リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>個人住民税情報の基本情報を保持する各マスターと、特定個人情報を含むデータベースを切り離して管理しており、特定個人情報を含むデータベースへの他業務からのアクセスは禁止している。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>個人住民税システムを利用する必要がある職員、派遣者、委託先の特定、また、個人番号の照会を可能とする対象者、不可とする対象者を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。</p>	

その他の措置の内容	・業務に対応したアクセス権限の発効、失効を厳格に行っている。							
リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置								
アクセスログを取得するとともに、定期的にログを解析できる仕組み、不正利用された場合にログを追跡できる仕組みを用意する。その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る								
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない						
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク								
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]		<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない					
規定の内容	・目的外利用の禁止 ・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限 ・特定個人情報の提供の禁止 ・情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負う ・必要に応じて委託先の視察・監査を行う							
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない					
具体的な方法	・委託先と同等のリスク対策を実施する							
その他の措置の内容								
リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置								
・情報保護管理体制の確認 委託先の社会的信用と能力を確認する。 委託業者が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認する。								
・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。 閲覧／更新権限を持つものを必要最小限にする。 閲覧／更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 閲覧／更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。								
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない						

リスク：不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢>	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>・提供は、番号法に定められた事項にのみ行う。移転は、データ利用申請を求め、法的根拠が明らかな場合のみ行う。</p> <p>・府内連携システムは、データの移転が認められた場合のみアクセス許可とされている。</p>		1) 定めている 2) 定めていない
他の措置の内容	<p>「サーバー室等への入室権限」及び「個人住民税特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。</p> <p>媒体を用いて情報を連携する場合には、登録・暗号化を施した媒体しか使用させない。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	
		1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)における他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>・不適切な方法で提供・移転が行われるリスク ファイルへ出力する必要がある場合には、ファイル出力の記録が残される仕組みが構築されている。</p> <p>・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 正しい情報を提供・移転するため、システム内で論理チェック等を実施し、システム的に担保するとともに、適正に事務運用を行う。</p> <p>・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 移転については、移転先と連携基盤システムを介して連携定義に基づいて相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の移転はなされないことがシステム上担保されている。</p>			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容			<p><番号連携サーバーのソフトウェアにおける措置></p> <p>①番号連携サーバーの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会等を抑止する。</p> <p><番号連携サーバーの運用における措置></p> <p>①番号連携サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第16号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> <p><中間サーバーの運用における措置></p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	<p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容			<p><番号連携サーバーのソフトウェアにおける措置></p> <p>①番号連携サーバーの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会等を抑止する。</p> <p><番号連携サーバーの運用における措置></p> <p>①番号連携サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第16号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	<p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢>
		1) 特に力を入れている
		2) 十分である

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢>
		1) 特に力を入れて行っている
		2) 十分に行っている
		3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[<input type="checkbox"/> 発生なし]	<選択肢>
		1) 発生あり
		2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	データバックアップを毎日実施し、バックアップデータは外部データセンターに保管されている。	
リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢>
		1) 特に力を入れている
		2) 十分である
		3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

8. 監査

実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検	[<input type="checkbox"/>] 内部監査	[<input type="checkbox"/>] 外部監査
-------	--	-----------------------------------	-----------------------------------

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法		<ul style="list-style-type: none">・関係職員(任用された派遣要員、非常勤職員、会計年度任用職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施している。・委託業者に対しては、秘密保持契約を締結している。

10. その他のリスク対策

--

III リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(2)宛名特定個人情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>＜宛名システムのソフトウェアにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象者以外の情報の入手を防止するための措置として、対象者が多数表示される一覧系の画面および帳票には個人番号は表示しない仕組みとし、不用意な閲覧が行われないようにする。 必要な情報以外を入手することを防止するための措置として、職員単位に権限管理を行い、権限がない者は個人番号が参照できない仕組みとし、不用意な閲覧が行われないようにする。 <p>＜宛名システムの運用における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人番号が含まれるファイルに対し、目的を超えた入手が行われている恐れがないかなどを確認するため、アクセスログを取得し、定期的に点検することを可能とする。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号利用業務以外または、個人番号を必要としない業務から宛名情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。 宛名情報の基本情報を保持する各マスターと、特定個人情報を含むデータベースを切り離して管理しており、特定個人情報を含むデータベースへアクセスする際は専用のAPIを使用し、アクセスログを取得している。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> 宛名システムを利用する必要がある職員、派遣者、委託先の特定、また、個人番号の照会を可能とする対象者、不可とする対象者を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。 ユーザーIDについては、正確性を維持する仕組みを構築し、適宜更新している。
その他の措置の内容	なりすまし防止策への対応として、一定時間経過で自動ログアウトする仕組みを実装している。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

アクセスログを取得するとともに、定期的にログを解析できる仕組み、不正利用された場合にログを追跡できる仕組みを用意する。
その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。

- ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない
- ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く
- ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる
- ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="checkbox"/>] 委託しない
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[<input type="checkbox"/> 定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・目的外利用の禁止 ・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限 ・特定個人情報の提供の禁止 ・情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負う ・必要に応じて委託先の視察・監査を行う 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[<input type="checkbox"/> 再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託における他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>・情報保護管理体制の確認 委託先の社会的信用と能力を確認する。具体的には、要領・手順書等に基づき、委託業者を選定するとともに、その記録を残す。また、委託業者が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認するとともに、その記録を残す。</p> <p>・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。 閲覧／更新権限を持つものを必要最小限にする。 閲覧／更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 閲覧／更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。</p> <p>・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。</p>		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない

リスク：不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び住基法並びに個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供・移転できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供・移転を行う。		
その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「宛名特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 媒体を用いて情報を連携する場合には、原則として媒体へのデータ出力(書き込み)の際に職員の立会いを必要とする。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<ul style="list-style-type: none"> ・不適切な方法で提供・移転が行われるリスク ファイルへ出力する必要がある場合には、ファイル出力の記録が残される仕組みが構築されている。 ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 正しい情報を提供・移転するため、システム内で論理チェック等を実施し、システム的に担保するとともに、適正に事務運用を行う。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 移転については、移転先と連携基盤システムを介して連携定義に基づいて相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の移転はなされないことがシステム上担保されている。 			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容				
再発防止策の内容				

その他の措置の内容	データバックアップを毎日実施し、バックアップデータは外部に保管・施錠している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

8. 監査

実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検	<input checked="" type="checkbox"/> 内部監査	<input type="checkbox"/> 外部監査
-------	--	--	-------------------------------

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	<p>[<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none">・関係職員(任用された派遣要員、非常勤職員、会計年度任用職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。・各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施するとともに、その記録を残している。・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となる。

10. その他のリスク対策

（この欄は未記入の場合は、該当する項目を記入する欄となります。）

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	狹山市 総務部 総務課 〒350-1380 埼玉県狹山市入間川1丁目23番5号 電話:04-2953-1111
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	狹山市 総務部 市民税課 〒350-1380 埼玉県狹山市入間川1丁目23番5号 電話:04-2953-1111
②対応方法	電話による対応を受け付ける。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成27年3月25日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年9月25日	I 基本情報 2. システム7及び8	eLTAX審査システム、eLTAX国税連携システムについて未記載	システム7 eLTAX審査システム、システム8 eLTAX国税連携システムを追加	事後	
平成27年9月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. ①入手元	「その他」の項目について未記載	「その他」の項目に○及び(給与支払者、公的年金等支払者)を記載	事後	
平成27年9月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. ②入手方法	「その他」の項目について未記載	「その他」の項目に○及び(地方税ポータルシステム(eLTAX))を記載	事後	
平成27年9月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 委託	委託の有無について、件数(1)	件数を(2)に変更	事後	
平成27年9月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 委託	委託事項4について未記載	委託事項4「eLTAX審査システム・eLTAX国税連携システムの運用管理」を追加	事後	
平成27年9月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)個人住民税特定個	個人住民税の納税義務者	年金特別徴収義務者	事後	
平成27年9月25日	〃 ①法令上の根拠	住基法第30条の6 番号法第19条第1号	番号法第19条第1号 地方税法第321条の7の5第1項等	事後	
平成27年9月25日	〃 ②提供先における用途	納税額	年金特別徴収税額の通知	事後	
平成27年9月25日	〃 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	狭山市の個人住民税の納税義務者の中、個人番号を有する者	老齢等年金給付の支払を受けている65歳以上の個人住民税納税義務者	事後	
平成27年9月25日	〃 ⑥提供方法	紙	その他(地方税ポータルシステム(eLTAX))に変更	事後	
平成27年9月25日	〃 ⑦時期・頻度	毎年5月上旬の当初通知時と、月1回の変更通知時に提供する。	毎年7月中旬の当初通知時と、月1回の変更通知時に提供する。	事後	
平成27年9月25日	〃 提供先2①法令上の根拠	番号法第19条第1号	地方税法第321条の4等を追加	事後	
平成27年9月25日	〃 ②提供先における用途	給与特別徴収税額	給与特別徴収税額の通知	事後	
平成27年9月25日	〃 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	狭山市において、個人住民税の納税義務者とその扶養関係者(控除対象配偶者、扶養者等)	給与の支払を受けている個人住民税納税義務者の中特別徴収の方法によって徴収する者	事後	
平成27年9月25日	〃 提供先3①法令上の根拠	番号法第19条第8号	地方税法第317条等を追加	事後	
平成27年9月25日	〃 ②提供先における用途	扶養控除否認事項を把握する	修正申告の勧奨等	事後	
平成27年9月25日	〃 ③提供先する情報	扶養控除関係情報	地方税法第315条第1項、同法第316条の規定に基づき狭山市が計算した所得金額等	事後	
平成27年9月25日	〃 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	狭山市において、個人住民税の納税義務者とその扶養関係者(控除対象配偶者、扶養者等)	地方税法第315条第1項、同法第316条の規定に基づき狭山市が計算した所得税申告者	事後	
平成27年9月25日	〃 ⑥提供方法	紙	情報提供ネットワークシステムを追加	事後	
平成27年9月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)個人住民税特定個	eLTAX審査システム及びeLTAX国税連携システムに係る特定個人情報について未記載	eLTAX審査システム及びeLTAX国税連携システムに係る特定個人情報の保管場所に係る記	事後	
平成27年9月25日	II 特定個人情報ファイルの概要	(2)宛名特定個人情報ファイルについて未記載	(2)宛名特定個人情報ファイルに関する記述を追加	事後	
平成27年9月25日	III リスク対策 (1)個人住民税特定個人情報ファイル 2.	地方税ポータルシステム(eLTAX)における措置について未記載	地方税ポータルシステム(eLTAX)における措置に係る記述を追加	事後	
平成27年9月25日	III リスク対策	(2)宛名特定個人情報ファイルについて未記載	(2)宛名特定個人情報ファイルに関する記述を追加	事後	

平成29年1月25日	I-6-(2) 所属長	市民税課長 杉田 幸伸	市民税課長 宮嶋 猛	事後	
平成29年1月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 委託	委託の有無について、件数(2)	件数を(4)に変更	事後	錯誤につき訂正
平成30年5月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 委託 委託事項4	③委託先名 株式会社日立システムズ	③委託先名 TIS株式会社	事後	
令和1年5月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを	①市・県民税申告書等 ⑦普通徴収→市民税県民税税額決定通知書	①個人住民税申告書等 ⑦普通徴収→個人住民税税額決定通知書等	事後	
令和1年5月1日	I 基本情報 2. システム3	③未申告者管理:未申告者の抽出・更新・印刷機能	削除	事後	
令和1年5月1日	I 基本情報 2. システム7	②一般社団法人地方税電子化協議会	②地方税共同機構に変更	事後	
令和1年5月1日	I 基本情報 2. システム7	②特定個人情報ファイルについて未記載	②特定個人情報ファイルに関する記述を追加	事後	
令和1年5月1日	I 基本情報 2. システム8	住登外課税データ、寄附金税額控除に係る申告特例通知データ等について未記載	④住登外課税データ、寄附金税額控除に係る申告特例通知データ等に関する記述を追加	事後	
令和1年5月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供	⑦毎年5月上旬の当初通知時と、月1回の変更通知時に提供する	⑦毎年5月上旬の当初通知時に提供するに変更	事後	
令和1年5月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供	提供先5について未記載	提供先5に関する記述を記載	事後	
令和1年5月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供	提供先6について未記載	提供先6に関する記述を記載	事後	
令和1年5月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保護	株式会社日立システムズ	株式会社TISに変更	事後	
令和1年5月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報	⑤平成28年1月予定	⑤平成28年1月に変更	事後	
令和2年4月1日	I-6-(2) 所属長	市民税課長 宮嶋 猛	市民税課長 土屋 晃裕	事後	
令和3年9月10日	I-5-(2) 法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和3年9月10日	I-5-(2) 法令上の根拠	(別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のう	(別表第2における情報提供の根拠) 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,	事後	
令和3年9月10日	I-6-(2) 所属長	市民税課長 土屋 晃裕	市民税課長	事後	
令和3年9月10日	II-4-委託事項1-(3) 委託先名	富士通株式会社	富士通Japan株式会社	事後	
令和3年9月10日	II-4-委託事項2-(3) 委託先名	富士通株式会社	富士通Japan株式会社	事後	
令和3年9月10日	II-4-委託事項3-(3) 委託先名	富士通株式会社	富士通Japan株式会社	事後	
令和3年9月10日	II-4-委託事項4-(3) 委託先名	TIS株式会社	株式会社インテック	事後	
令和3年9月10日	II-6 保管場所	株式会社TIS	株式会社インテック	事後	
令和3年9月10日	II-5-提供先3-(1) 法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第10号	事後	
令和3年9月10日	II-5-提供先4	番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)	番号法第19条第8号別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)	事後	
令和3年9月10日	II-5-提供先4-(1) 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2	番号法第19条第8号別表第2	事後	

令和3年9月10日	II-5-提供先4-② 提供先における用途	番号法第19条第7号別表第2に規定された事務	番号法第19条第8号別表第2に規定された事務	事後	
令和3年9月10日	II-4-委託事項1-③ 委託先名	富士通株式会社	富士通Japan株式会社	事後	
令和3年9月10日	III-6-リスク1 リスクに対する措置の内容	番号法別表第2及び第19条第14号	番号法別表第2及び第19条第16号	事後	
令和3年9月10日	III-6-リスク2 リスクに対する措置の内容	番号法別表第2及び第19条第14号	番号法別表第2及び第19条第16号	事後	
令和6年11月15日	I—4. 個人番号の利用	<p>1. 番号法第9条(利用範囲) 第1項:番号法別表第1に規定された事務 <番号法別表第1> 上欄 16: 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む)に関する事務であって主務省令(※)で定めるもの ※番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第16条</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。</p> <p>以上の法令上の根拠より、税務事務である個人住民税業務において個人番号を利用する。</p>	<p>1. 番号法第9条(利用範囲) 第1項:番号法別表に規定された事務 <番号法別表> 上欄 24: 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む)に関する事務であって主務省令(※)で定めるもの ※番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。</p> <p>以上の法令上の根拠より、税務事務である個人住民税業務において個人番号を利用する。</p>	事後	

令和6年11月15日	I—5. 情報提供ネットワークによる情報連携	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2(別表第2における情報提供の根拠) 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,14,115,116,117及び120の項(別表第2における情報照会の根拠) 27の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供】第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の3、第59条の3 【情報照会】第20条</p>	<p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 項番48</p> <p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 項番 1,2,3,4,5,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,108,115,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,144,147,151,152,155,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173</p>	事後	
令和6年11月15日	II—(1)—5—提供先4	番号法第19条第8号別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める情報照会者(別紙1参照)	事後	
令和6年11月15日	II—(1)—5—提供先4 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表	事後	
令和6年11月15日	II—(1)—5—提供先4 ②提供先における用途	番号法第19条第8号別表第2に規定された事務	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に規定された事務	事後	

令和6年11月15日	II—(2)—3 ⑤ 使用方法	<p>①本人確認書類(申請書、個人番号カード等)に記載された個人番号による本人確認および本人特定</p> <p>②番号法第19条別表第2の事務における各種帳票への個人番号の記載</p> <p>③4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに宛名特定個人情報ファイルの検索を行う。</p> <p>④住登者の再転入、住登外者の転入時などの同一人であることの識別キーとしての利用</p> <p>⑤番号法第9条に基づく個人番号の利用</p> <p>⑥情報提供ネットワークシステムを通じた4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の提供に対応できるよう、照会用データを中間サーバーに記録する。</p>	<p>①本人確認書類(申請書、個人番号カード等)に記載された個人番号による本人確認および本人特定</p> <p>②番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の事務における各種帳票への個人番号の記載</p> <p>③4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに宛名特定個人情報ファイルの検索を行う。</p> <p>④住登者の再転入、住登外者の転入時などの同一人であることの識別キーとしての利用</p> <p>⑤番号法第9条に基づく個人番号の利用</p> <p>⑥情報提供ネットワークシステムを通じた4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の提供に対応できるよう、照会用データを中間サーバーに記録する。</p>	事後	
令和6年11月15日	II—(2)—5—移転先1 ① 法令上の根拠	・番号法第9条、別表第1の事務において、事務の効率化に利用	・番号法第9条、別表の事務において、事務の効率化に利用	事後	
令和6年11月15日	III—(1)—9 具体的な方法	<p>・関係職員(任用された派遣要員、非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施している。</p> <p>・委託業者に対しては、秘密保持契約を締結している。</p>	<p>・関係職員(任用された派遣要員、非常勤職員、会計年度任用職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施している。</p> <p>・委託業者に対しては、秘密保持契約を締結している。</p>	事後	
令和6年11月15日	III—(2)—9 具体的な方法	<p>・関係職員(任用された派遣要員、非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施している。</p> <p>・委託業者に対しては、秘密保持契約を締結している。</p>	<p>・関係職員(任用された派遣要員、非常勤職員、会計年度任用職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施している。</p> <p>・委託業者に対しては、秘密保持契約を締結している。</p>	事後	